

# 経営を立て直したい！

中小企業再生支援協議会事業

中小企業再生支援協議会は、地域の中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する公的機関です！

## 対象となる事業者

- 財務内容の悪化等により、経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念がある中小企業者等
- 収益性や将来性があるなど事業価値を有し、関係者の支援により再生の可能性のある中小企業者等

## 再生支援の流れ

### 【第1次対応（窓口相談）】

- 面談や提出資料の分析を通して、経営上の問題点や具体的な課題を抽出
- 課題の解決に向けて、適切なアドバイスを実施

### 【第2次対応（再生計画策定支援）】

- 専門家（中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士等）からなる「個別支援チーム」を結成し、具体的な再生計画の策定を支援
- 利害関係者（関係金融機関等）との調整
- 計画策定後においても定期的なフォローアップを実施

北海道中小企業再生支援協議会 TEL 011-222-2829  
URL : <https://www.sapporo-cci.or.jp/content/saisei/>

# 経営を立て直したい！

## 経営改善計画策定支援事業

北海道中小企業再生支援協議会に設置した北海道経営改善支援センターでは、外部専門家の支援を受けた経営の立て直しを支援します！

### 対象となる事業者

条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業・小規模事業者

### 事業概要

中小企業・小規模事業者が、国の認定を受けた外部専門家（認定支援機関）の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定支援に要する費用について、総額の2/3（上限200万円）まで負担します。

【認定支援機関（正式名称：経営革新等支援機関）】

・経営革新等支援機関一覧については、下記のウェブサイトをご覧ください。

URL：<http://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/keiei.htm#c03>

北海道経営改善支援センター Tel 011-232-0217

URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/0308KaizenKeikaku.html>

# 事業を円滑に引き継ぎたい！

## 事業引継ぎ支援事業

事業引継ぎ支援センターは、事業存続に悩む中小企業等の経営資源を他の意欲ある事業の担い手に引き継ぐため、事業継承の実務に精通した専門家が親身に対応し、無料でアドバイスを行っています！

### 対象となる事業者

- 後継者が不在で事業存続等の課題を抱える中小企業経営者
- 自社の経営資源を引き継いでくれる会社をお探しの中小企業経営者
- 他社の経営資源を引き継ぎ、新事業を展開したい中小企業経営者 など

### 支援の流れ

#### 【第1次対応（窓口相談）】

面談や提出資料の分析を通して、事業実態の把握や具体的な課題を抽出し、事業の継続に関わる様々な選択肢を提示。

また、選択した内容に応じて、関係機関への橋渡し（第2次対応）もしくは事業引継ぎ支援センターによる事業引継ぎ支援（第3次対応）を実施。

#### 【第2次対応（関係機関への橋渡し）】

窓口相談の結果、当該企業の事業引継ぎ支援を出来る見込みがあると判断した場合に、M&A（企業の合併と買収）支援会社・金融機関など登録機関へ橋渡しを実施。

#### 【第3次対応（事業引継ぎ支援センターによる事業引継ぎ支援）】

既にマッチング相手が決まっている等、登録機関の紹介が妥当ではないと判断される場合や、事業引継ぎ支援センターが適当な事業引継ぎ先を紹介出来る場合等において事業引継ぎ支援センターが事業引継ぎに必要な助言や資料作成等の支援を行う。

北海道事業引継ぎ支援センター      Tel. 011-222-3111

URL : <http://www.sapporo-cci.or.jp/hikitsugi/>

# 事業縮小に伴い労働者を休業、出向させたい！

## 雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を休業、教育訓練又は出向させた場合、その手当若しくは賃金等の一部を助成します！

### 支給額

#### 1 休業等の場合

助成率：休業手当相当額の2/3（大企業1/2）

限度額：1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額

支給限度日数：1年間で100日（3年間で150日）

教育訓練を実施した場合、1人1日当たり事業外訓練は1,200円を加算。

#### 2 出向の場合

助成率：出向元で負担した賃金の2/3（同1/2）

（出向前の通常賃金の1/2を限度）

限度額：1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額×330/365を限度。

### ご利用方法

・売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること等の要件があります。

・URL：[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター6F TEL 011-788-2294

・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。